

(表)

様式第1号(第4条関係)

海南省本人通知制度事前登録申請書

年 月 日

(宛先) 海南省長

裏面の内容に同意の上、海南省住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱(第4条第1項)の規定に基づき、次のとおり事前登録を申請します。

申請者氏名 〔住民票の写し等 に記載のある者〕	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日		
住 所			
本 籍	海南省	筆頭者	
連 絡 先	()		
備 考			

代理人が申し込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人 ☐ その他の任意代理人		
氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
住 所			
連 絡 先	()		

注 1 裏面の内容をよくお読みください。

注 2 各欄に必要な事項を記入し、該当する□に✓印を付けてください。ただし、本籍・筆頭者欄については、海南省に本籍地を置いたことが無い場合は記入する必要はありません。

注 3 次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) あなたが事前登録の申請者であるときは、本人であることを確認する書類(マイナンバーカード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)及び法定代理人の本人であることを確認する書類
- (3) あなたが任意代理人であるときは、その旨を証明する書類(委任状等)及び任意代理人の本人であることを確認する書類

—◇—

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	事 前 登 録	本人等の確認書類	
	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	☐ マイナンバーカード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 資格確認書 ☐ その他()	
登 録 年 月 日	年 月 日		
住 基 入 力	戸 籍 入 力	登 録 者 名 簿 処 理	備 考

(裏)

本人通知制度について

- 1 海南市において、本制度により事前に登録した者に係る住民票の写し等(※1)を第三者等(本人等(※2)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。))をいう。以下同じ。)に交付したその事実について通知する制度です。

(※1) 住民票の写し等 …… 住民票(除票を含む)の写し、住民票(除票を含む)記載事項証明書
戸籍の附票(除附票を含む)、戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本を含む)
戸籍(除籍等を含む)記載事項証明書
(※2) 本人等 …………… 【住民票関係】本人又は本人と同一の世帯に属する者
【戸籍関係】本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 登録等の申請の受付は、海南市役所総務部市民課・下津行政局・日方支所・野上支所・亀川出張所で行います。(執務時間内に限ります。)
受付日の翌日以降の交付請求が通知の対象となります。
- 3 代理人による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 法定代理人による申請の場合
 - (2) 登録者がやむを得ない理由により自ら窓口で申請することが困難な場合
なお、代理人として申請する際には、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍謄本等)が必要となります。
- 4 郵送等による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
 - (1) 申込者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で直接申請することができないとき。
 - (2) 申込者が他の市区町村に居住しているとき。
- 5 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときは届出をしてください。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合がありますのでご注意ください。
また、登録の取消しを希望するときも届出が必要です。
なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、又は対象となる証明書が海南市に存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は、登録を廃止します。
- 6 通知書の記載事項は、次のとおりです。
 - ① 交付年月日
 - ② 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - ③ 交付請求者の種別
- 7 本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、登録申請をしてください。